

徳之島町農業委員会

第 1 2 回定例会

議事録

令和 6 年 1 2 月 2 0 日

徳之島町農業委員会会議事録

1. 開催日時 令和6年12月20日（金）午後4時30分から

2. 開催場所 1階多目的ホール

3. 議事日程

第1 議案第39号 農地法第3条の規定による許可申請について（3件）

第2 議案第40号 農地法第5条許可申請について（2件）

第3 議案第41号 農地中間管理権及び利用権の設定について（1件）

4. 委員 出席 14人 欠席 0人

1番	出席	白 山 明	8番	出席	爲 島 良 一
2番	出席	平 山 正 也	9番	出席	武 島 光 子
3番	出席	嶺 田 正 秀	10番	出席	藤 田 喜 文
4番	出席	崎 田 広 光	11番	出席	内 博 行
5番	出席	鮫 島 徹 三	12番	出席	林 慶 造
6番	出席	木 場 友 広	13番	出席	原 田 辰 法
7番	出席	嘉 山 杏 奈	14番	出席	里 美 幸

5. 農地最適化推進委員 出席 3人 欠席 1人

1番	欠席	林 誠 一 郎	3番	出席	泰 良 誠
2番	出席	福 洋 一	4番	出席	福 岡 佑 希

6. 事務局職員

局長	白 坂 貴 仁
次長	川 田 隆 博
主事	米 島 武勇幾

議長	おはようございます。これより令和6年12月の農業委員会定例会を行いたいと思います。 本日は、1推進委員から欠席の報告を受けております。その他の委員は、全員出席と言う事で本会は成立します。 本日提案された議案は、農地法第3条許可申請議案が3件、農地法第5条許可申請議案が2件、農地中間管理権及び利用権の設定についてが1件、合計6件となっております。署名委員は、14委員と2委員になっておりますので宜しくお願い致します。 議案は、一括して事務局が説明することに致します。補足などがありましたら審議の段階で、担当委員からお願い致します。それでは議案39号、農地法第3条の規定による許可申請について、受付番号74号から76号まで事務局より一括して説明をお願い致します。
事務局	事務局の方から説明致します。 受付番号74号、譲渡人、兵庫県、〇〇歳、〇〇〇〇さん。譲受人、天城町、〇〇歳、〇〇〇〇さん。申請区分面積が、畑1,661㎡。権利取得後の面積が、35,648㎡。贈与の受贈です。 受付番号75号、譲渡人、知名町、〇〇歳、〇〇〇〇さん。譲受人、下久志、〇〇〇〇〇。申請区分面積が、畑4,049㎡。権利取得後の面積が、4,049㎡。農業の廃止、新規就農です。〇〇〇千円の反当り〇〇〇千円です。 受付番号76号、譲渡人、亀津、〇〇歳、〇〇〇〇さん。譲受人、亀津、〇〇歳、〇〇〇〇さん。申請区分面積が、畑5,815㎡。権利取得後の面積が、5,815㎡。農業の廃止、新規登録です。〇〇〇千円の反当り〇〇〇千円です。 以上3件、審議の程をお願い致します。
議長	これから議案39号について質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願い致します。
13委員	〇〇さん〇〇じゃないの。
2委員	どういう関係。この親子関係。

事務局	事務局の方からちょっと説明致します。〇〇さんのお父さんが、〇〇さんのおじさんにあたるそうで、本人同志はいとこ同志で、兵庫県存住でもう島に帰る事がないと言う事で、島にいる親戚に畑を譲りたいと言う事で〇〇〇〇の方なのですが、〇〇さんが受贈する事に。
議長	畑は。
事務局	畑は、〇〇〇の耕作証明をつけてもらっていますが、33,987㎡。農業をしている方だと言うことです。
議長	他に質疑はありませんか。無ければ質疑を打ち切ります。採決します。受付番号74号について、許可する事に賛成の方は挙手をお願いします。
	[全員挙手] 許可する事と致します。 続きまして受付番号75号について、質疑のある方は挙手をお願い致します。
事務局	事務局から初めて出てきた会社ですので、譲受人、〇〇〇〇〇について説明致します。会社の登記全部事項証明書、定款、営農計画書を提出頂いております。会社成立の年月日は、令和〇年〇月〇日。目的として主なものは、1. 農業及び農産物出荷業、2. 農産物の販売、3. 種子及び肥料の販売、4. 宿泊業、5. レストラン・カフェ経営及び飲食サービス業、6. 観光レジャー産業などです。その他農業関係では、農作業の受託、農産物の貯蔵及び運搬となっております。社員に関する事項につきまして、業務執行社員〇名で代表は、〇〇〇〇さんです。事業の概要としまして、馬鈴薯の出荷・輸送・販売、年〇〇〇〇トンの売上を見込んでいます。その他事業としまして、宿泊業・飲食業で、年〇〇〇〇〇万円の売上を見込んでいます。議決権の合計が〇名で、内農業従事者が〇〇です。役員に占める農業従事者も〇〇です。この事から農地所有適格法人の4要件を満たしていると思われる会社で、今後農地を取得した場合、農地所有適格法人となります。以上です。
議長	他に質疑はございませんか。

4委員	宜しいですか。会社が購入と言うことですかね。
事務局	今回、〇〇〇〇〇さんが、〇〇〇〇〇という形で、会社を作っておりますので、会社で農地を取得したいというので、新規就農という形になります。今後この一年ごとに、農地所有適格法人の要件・確認の届け出を出していただきます。本来、こういう形で新しい会社が、農地を取得する場合は審査して、要件を満たしているのか確認して、定例会の方で認可する形を取りたいと思います。
議長	他にございませんか。無ければ質疑を打ち切ります。採決します。受付番号75号について、許可する事に賛成の方は挙手をお願い致します。 [全員挙手] 許可する事と致します。 続きまして受付番号76号について、質疑のある方は挙手をお願い致します。質疑は、ございませんか。
9委員	反あたりすごく高いような気がするんですけど。
議長	畑総されていて、スプリンクラーも付いていて、結構いい所、大きい。〇〇万でも買う人がいると思います。〇〇万でも安いぐらい、亀津だとしたら土もいいし、亀津の街から近いもあるし畑総もされてる。スプリンクラーも全部付いてて。宜しいでしょうか。他にございませんか。無ければ質疑を打ち切ります。採決します。受付番号76号について、許可する事に賛成の方は挙手をお願い致します。 [全員挙手]
議長	許可する事に致します。議案39号はこれで終わります。 次に議案40号、農地法第5条許可申請について、事務局より説明をお願い致します。
事務局	事務局から説明致します。受付番号10号ですが、8月の定例会で〇〇〇〇で

事務局	提出があり、その時に位置図等を紹介してますので今回は省略しております。徳和瀬工場から海側におりていった所の諸田地区にある牛舎になります。譲渡人が、諸田、〇〇〇〇さん。譲受人が、亀津、〇〇〇〇さん。申請の不動産表示が、徳之島町〇〇〇〇〇。地目変更前が、畑で、変更後も畑です。面積が、4,187㎡(内1,093㎡)です。申請理由としましては、申請地は、集落より一定の距離があり、また管理面においても飼料畑等があり利便性もあるため。今後の規模拡大に向けて必要となるためと言う事で牛舎2棟分の〇〇になります。以上です。 続きまして受付番号11号、譲渡人が、大阪府、〇〇〇〇さん。譲受人が、鹿児島市、〇〇〇〇〇。申請の不動産表示が、徳之島町〇〇〇〇〇。地目が、変更前が畑。変更後は宅地です。面積が、805㎡。申請理由としましては、今回申請する土地については、〇〇〇〇〇が建築中の〇〇〇〇〇の隣接地にあり、その〇〇の〇〇〇〇を建設する予定である。〇〇〇〇は、〇〇の運営上必要不可欠であり、今回申請する土地は利便性が良く敵地として、候補地の選定を致しました。別紙の方に、計画書を付けております。ちょっと見て下さい。1枚目が表紙。2枚目めくっていただいて、事業計画と土地の所在。2枚目の裏、場所については、〇〇〇〇〇の上の方の〇〇〇〇〇の入り口の空き地になります。今は、草が生えて荒廃地となっております。民家に隣接していますし、農用地区域外でもあります。そこに2階建ての〇〇〇〇〇世帯・〇〇室を作る計画となっております。これにつきましては、賃借契約を結んで〇〇〇〇〇さんが建てて家賃で償還して行くことになっております。 審議の程、お願い致します。
議長	これから議案40号について、質疑を行います。受付番号10号について質疑のある方は挙手をお願い致します。質疑はありませんか。採決します。受付番号10号について許可する事に賛成の方は挙手をお願い致します。 〔全員挙手〕 許可する事と致します。 続きまして受付番号11号について、質疑のある方は挙手をお願い致します。
2委員	今、説明があったんですが、建物は〇〇〇〇〇で、土地は〇〇さんのもの。

2委員	今後、こういう大手ですよ、〇〇〇〇〇さん。こういう形で、〇〇地区に入ってくると思うんですよ。ここは、場所的に道路沿いで認めざるえない所だと思いますが、今後飛び地みたいな所の畑の中に大手がいっぱい参入する可能性がありますので、そこあたりはみんなで一回目揃えておかないと、これはもう住宅にくっついているからいいんですけど、離れている所、ポーンと大きなアパートを建てるとか、畑の中に出てくる可能性、みんなで一回これからいっぱい出てくると思うので、目揃えて現地を一回ぐらい見て考え方を整理しとかなないと、後10年後には、〇〇〇さんとか〇〇とかみんな家を建てて行くような事になると思うので、早速こういう〇〇〇〇〇のように一番大きな〇〇〇〇〇が入ってきているようですのでそうしていかないと、〇〇地区、〇〇さんが農業委員ですけど担当者だけでは余りにも荷が重いです。今後、こっちも建てる・あっちも建てるその用地どういう風な所に恐らくいっぱい出てくると思いますので、その目揃いしていった方がいいんじゃないかという事を、今言っているだけでこれはこれで賛成です。
事務局	〇〇委員からあったように、〇〇申請がきたものにたいしては、なるべく全員で現地確認するように来年は気をつけるようにしていきたいと思います。
議長	他にございませんか。無ければ質疑を打ち切ります。受付番号11号について、許可する事に賛成の方は挙手をお願い致します。
	[全員挙手]
	許可する事に致します。
	次に議案41号、農地中間管理権及び利用権の設定について、事務局より説明をお願い致します。
事務局	3枚目をお願い致します。件数が多いんですが。 議案41号、農地中間管理権及び利用権の設定について説明致します。促進計画の一覧表を見て下さい。左の列が受け手となっており、次に対象農地、契約内容、一番右の列が出し手となっております。 No. 1～No. 7の受け手が、山、〇〇〇〇さん。大字〇の〇筆、契約期間が10年の使用貸借となっております。 No. 8～No. 17の受け手が、金見、〇〇〇〇さん。大字〇の〇〇筆。契約期間

事務局

が10年の使用貸借となっております。

No. 18～No. 28の受け手が、山、〇〇〇〇さん。大字〇の〇〇筆。契約期間がNo. 26までが6年。 No. 27～No. 28が10年の使用貸借となっております。

No. 29～No. 43の受け手が、山、〇〇〇〇さん。大字〇の〇〇筆。契約期間が10年の使用貸借となっております。

No. 44～No. 46の受け手が、亀徳、〇〇〇〇さん。大字〇の〇筆。契約期間が10年の使用貸借となっております。

No. 47～No. 51の受け手が、山、〇〇〇〇さん。大字〇の〇筆。契約期間が10年の使用貸借となっております。

No. 52～No. 53の受け手が、亀徳、〇〇〇〇さん。大字〇〇〇の〇筆。契約期間が5年の使用貸借となっております。

No. 54～No. 76の受け手が、山、〇〇〇〇さん。大字〇の〇〇筆。契約期間が10年の使用貸借となっております。

No. 77～No. 79の受け手が、山、〇〇〇〇さん。大字〇の〇筆。契約期間が10年の使用貸借となっております。

No. 80～No. 82の受け手が、山、〇〇〇〇さん。大字〇の〇筆。契約期間が10年の使用貸借となっております。

No. 83～No. 84の受け手が、山、〇〇〇〇さん。大字〇の〇筆。契約期間が10年の使用貸借となっております。

以上、84筆の144,192㎡です。

今回件数が多いのは、今年度、〇地区を重点地区として〇〇さんに推進してもらい、年度末の取り組みで今回申請があがってきております。以上、審議の程をお願い致します。

これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手を持って宜しくお願い致します。無ければ質疑を打ち切ります。採決します。議案41号について、承認する事に賛成の方は挙手をお願い致します。

[全員挙手]

議長

承認する事に致します。

以上を持ちまして、本日の定例会を終了致します。

令和6年12月20日

署名委員

里 美 幸
平 山 正 也